

環境影響評価法における放射性物質の対応状況

環境影響評価法における放射性物質の対応状況

1. 経緯

- 平成25年6月「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」が公布され、環境影響評価法（以下「法」という。）の放射性物質に係る適用除外規定が削除された（平成27年6月1日施行）。
- 平成26年6月には、環境影響評価法に基づく基本的事項を改正し、これを踏まえ、現在、各事業種の主務省令の改正を進めているところ。また、調査等の参考手法等を取りまとめた技術ガイドを平成27年3月30日に公表した。

2. 主務省令の改正

基本的事項の改正を踏まえ、各事業種の所管省庁が事業種ごとに主務省令の改正を行い、平成27年6月1日より施行となる。

【廃棄物の最終処分場事業主務省令改正案の概要】

- 環境影響評価の項目の選定等に当たって把握する自然的社会的状況（地域特性）に関する情報として、「一般環境中の放射性物質の状況」を追加し、一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素として、「放射線の量」を追加する。
- 放射線の量に係る調査、予測及び評価の手法を選定するに当たって踏まえる事項については、放射線の量の変化を把握できることとする。
- 別表第一の環境要素の区分に放射線の量を追加し、放射性物質が拡散・流出する可能性がある影響要因※に係る項目を参考項目とする。
 - ※放射性物質を含む、粉じんの飛散、表土の降雨等による流出、建設工事に伴う副産物の発生などにより、放射性物質が拡散・流出することが考えられるため、これらの事態が生ずる可能性があるもの（建設機械の稼働、造成等の施工等）
- 別表第二に、放射線の量に係る調査・予測の参考となる手法※を追加する。
 - ※粉じん等、水の濁り、建設工事に伴う副産物の発生の特性を踏まえた手法

3. 技術ガイドの作成

基本的事項の改正を踏まえ、事業者が環境影響評価の際に参考とする調査等の手法や環境保全措置の内容について、「環境影響評価技術ガイド(放射性物質)」を作成し、平成27年3月30日に公表した。

【環境影響評価技術ガイド（放射性物質）の概要】

- 当面の課題として対応が求められる事故由来放射性物質を対象に検討。
- 位置等の複数案を検討する計画段階で、回避・低減を図ることが重要。
- 放射性物質が相当程度拡散・流出し、環境への影響が生じるおそれがある場合に（避難指示区域で法対象事業を実施する場合を一つの目安）、環境影響評価の項目として選定。
- 調査：
国や地方公共団体等による既存の調査結果や、放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく空間線量率の調査方法が参考となる。
- 予測：
空間線量率等の変化を定量的に予測するための知見が十分に蓄積されていないため、既往の知見に基づき定性的に予測する手法が考えられる。
- 環境保全措置：
放射性物質は、粉じんの飛散、降雨による表土の流出、廃棄物や残土の発生に伴い、拡散・流出することが想定されるため、仮囲いの設置や汚濁防止膜の展張、建設発生土の現場内利用等の環境保全措置が考えられる。
- 評価：
事業による放射線量の上昇が実行可能な範囲で回避・低減されているか、具体的には、保全対象における放射線量が上昇することがないような環境保全措置が講じられているかという観点を基本とする。
- 事後調査：
予測の不確実性が大きい場合や、環境保全措置の効果に係る知見が不十分な場合には、事後調査の実施が必要。

4. 参考

基本的事項に係る平成26年6月の改正内容

○基本的事項の別表に、「一般環境中の放射性物質」を追加。

○放射性物質による環境の汚染の状況は「放射線の量」によって把握し、調査、予測及び評価を行う旨を追加。

基本的事項<別表>

環境要素の区分		影響要因の区分		工事		存在・供用	
		細区分					
		細区分					
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質					
		騒音・低周波音					
		振動					
		悪臭					
		その他					
	水環境	水質					
		底質					
		地下水					
		その他					
	土壌環境・その他の環境	地形・地質					
		地盤					
		土壌					
		その他					
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物						
	動物						
	生態系						
人と自然との豊かな触れ合い	景観						
	触れ合い活動の場						
環境への負荷	廃棄物等						
	温室効果ガス等						
<u>一般環境中の放射性物質</u>		<u>放射線の量</u>					